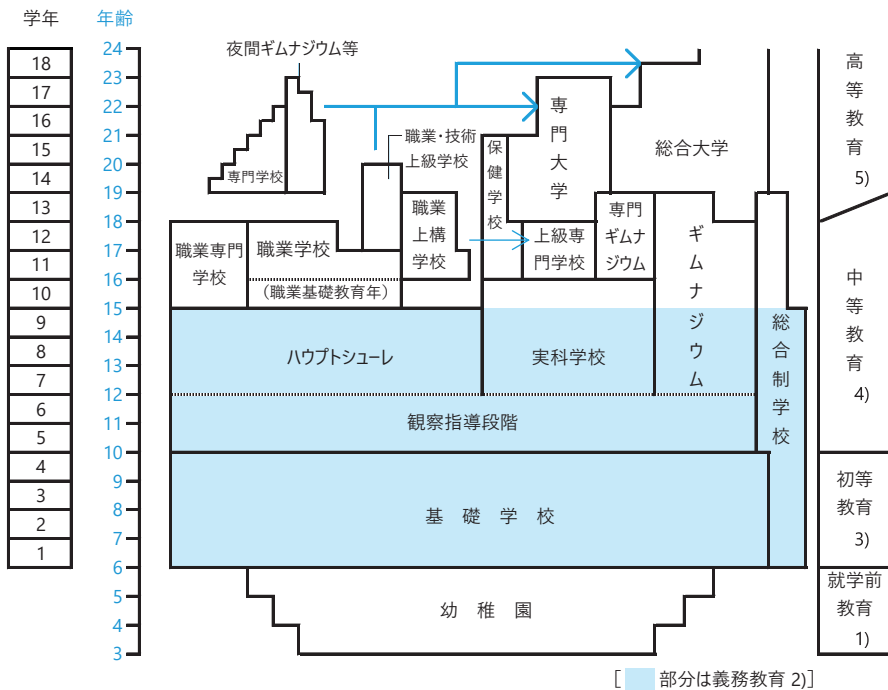


第8-2-4表 ドイツの学校系統図

Table 8-2-4: School system, Germany



出典：文部科学省（2018.5）「2018年版諸外国の教育統計」

注 1) 幼稚園は満3歳からの子どものを受け入れる機関であり、保育所は2歳以下の子どもを受け入れている。

2) 期間は9年（一部の州は10年）。また、義務教育を終えた後に就職し、見習いとして職業訓練を受ける者は、通常3年間、週に1～2日職業学校に通うことが義務とされている（職業学校就学義務）。

3) 基礎学校において4年間（一部の州は6年間）行われる。

4) 生徒の能力・適性に応じて、ハウプトシュレ（卒業後に就職して職業訓練を受ける者が対象。5年制）、実科学校（卒業後に職業教育学校に進む者や中級の職に就く者が対象。6年制）、ギムナジウム（大学進学希望者が対象。8年制又は9年制）が設けられている。総合制学校は、若干の州を除き、学校数・生徒数とも少ない。

後期中等教育段階において、上記の職業学校（週に1～2日の定時制。通常3年）のほか、職業基礎教育年（全日1年制）、職業専門学校（全日1～2年制）、職業上構学校（職業訓練修了者、職業訓練中の者などを対象とし、修了すると実科学校修了証を授与。全日制は少なくとも1年、定時制は通常3年）、上級専門学校（実科学校修了を入学要件とし、修了者に専門学校入学資格を授与。全日2年制）、専門ギムナジウム（実科学校修了を入学要件とし、修了者に大学入学資格を授与。全日3年制）など多様な職業教育学校が設けられている。また、専門学校は職業訓練を終えた者等を対象としており、修了すると上級の職業資格を得ることができる。夜間ギムナジウム、コレクは職業従事者等に大学入学資格を与えるための機関である。

5) 総合大学（教育大学、神学大学、芸術大学を含む）と専門大学がある。修了に当たって標準とされる修業年限は、伝統的な学位取得課程の場合、総合大学で4年半、専門大学で4年以下、また、国際的に通用度の高い学士・修士の学位取得課程の場合、総合大学でも専門大学でもそれぞれ3年と2年となっている。